

# 特別区措置法の成立と「大阪都構想」のゆくえ

## ～市民自治の視点から考える～

橋下大阪市長の掲げた「大阪都構想」は、特別区措置法により、大阪市の解体と特別区の設置に向け、一定の道筋が付けられました。今後、特別区の区割り、特別区と大阪府の間での事務分担、税源の配分、財政調整をめぐる議論が行われ、府・市両議会が合同でつくる特別協議会で作成された特別区設置協定書が、両議会で議決されれば、住民投票が実施されることになります。では市民は、どのような基準で大阪市の解体と特別区の設置について判断すればいいのでしょうか。じっくり議論を深めたいと思います。

**日** 10月18日(木)  
**時** 18:30～20:30

### パネリスト

辻山幸宣(地方自治総合研究所所長)  
澤井勝(奈良女子大学名誉教授)  
乃美夏絵(タウン誌「ザ・淀川」編集長)

### コーディネータ

菅原敏夫(地方自治総合研究所非常任研究員)

### 場所

**PLP 会館 5階会議室**

大阪市北区天神橋3-9-27  
JR環状線「天満」駅下車徒歩5分  
地下鉄堺筋線「扇町」駅下車(3番出口)  
徒歩3分

**参加費 無料**



共催 大阪市政調査会、社団法人 PLP 会館大阪地方自治研究センター、  
公益社団法人東京自治研究センター、公益社団法人神奈川県地方自治研究センター  
後援 全日本自治団体労働組合、公益財団法人地方自治総合研究所

お問い合わせ先 社団法人 PLP 会館 大阪地方自治研究センター  
TEL : 06-6242-2220 FAX : 06-6242-2224  
E-mail : [jichikencenter@ns.jichiro-osaka.gr.jp](mailto:jichikencenter@ns.jichiro-osaka.gr.jp)